

広報「せんなん広域エリアマガジン」 広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この告示は、広報「せんなん広域エリアマガジン」広告掲載要綱第2条第2項の規定に基づき、仙南地域広域行政事務組合が発行する広報「せんなん広域エリアマガジン」(以下「広報誌」という。)の広告の掲載基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(規制業種又は業者)

第2条 次に掲げる業種又は業者の広告は、掲載しないものとする。

- (1) 政治活動及び宗教活動を行う団体その他これに類するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)で規制される業種その他これに類するもの
- (3) 武器等の製造及び販売に係るもの
- (4) 公営を除くギャンブルに係るもの
- (5) 賃貸業、投資業又は商品先物取引業に係るもの
- (6) 法律の定めがない医療類似行為を行う施設
- (7) 規制対象となっていない業種であっても、社会問題を起こしている業種又は業者
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更正手続開始の申立てがあるもの
- (9) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがあるもの
- (10) その他、理事会が不相当であると認めたもの

2 広告を掲載しようとする業者並びにその使用人等が、贈賄及び業務上の過失等による容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときは、理事会は12月以内の期間において、その広告を掲載しないことができる。

3 第1項の規定による規制の対象となった業者による同項の業種以外の広告は、この基準に定められた規制の範囲内でその掲載を認めることがある。

(掲載基準)

第3条 次に掲げる広告の内容及び表現は、掲載しないものとする。

- (1) 人権侵害、名誉き損または各種差別的な表現をしているもの
- (2) 法律等で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
- (3) 他を誹謗、中傷、又は排斥するもの及び他と比較して優良であると表現しているもの
- (4) 氏名、写真、談話、商標、著作権物等が無断で使用したもの
- (5) 非科学的又は迷信に類するもので、惑わせたり、不安を与える恐れがあるもの
- (6) 誇大な表現をしているもの
- (7) 射幸心を著しくあおる表現をしているもの
- (8) 広告の目的や内容が不明確なもの
- (9) 根拠のない表示、実績又は誤認を招くような表現をしているもの
- (10) 商品、材料及び機材の売付けや資金集めを目的としている疑いのあるもの
- (11) 容易さ及び安価さを強調する表現をしているもの
- (12) 社会的に不適切なもの
- (13) 売春等の勧誘又はあっせんの疑いのあるもの
- (14) 債権の取立て、示談の引受け等を表現したもの
- (15) 裸体の写真及びイラストなど性に関する表現をしているもの

- (16) 残酷な描写等、暴力又は犯罪を肯定し又は助長するような表現をしているもの
- (17) 未成年の喫煙、飲酒等を誘発し又は助長するような表現をしているもの
- (18) 国内世論が大きく分かれているもの
- (19) 組合が商品、企業等を推奨していると明らかに誤認させるもの
- (20) 組合の業務に不利益を及ぼす恐れがあるもの
- (21) その他、理事会が不適切であると認めたもの

2 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）、あん摩 マツサージ 指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 23 年法律第 217 号）、柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）、医師法（昭和 23 年法律第 201 号）、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）、薬事法施行令（昭和 36 年政令第 11 号）及び医薬品等適正広告基準（昭和 55 年 10 月 9 日薬発第 1339 号厚生省薬務局長通知）に違反するものは掲載しない。

3 組合その他公共機関等の許認可が必要な業種等には、免許番号等を表示させるものとする。

4 広告主には、各種法令等を遵守させるほか、公正競争規約及び広告に関する事業者団体等の自主規制についても遵守させるものとする。

5 法令等の遵守について疑義がある場合は、広報誌に広告を掲載しようとする者(以下「広告主」という。)に対して、主務官庁等にその内容を確認させるものとする。

(表示基準)

第 4 条 責任の所在を明らかにするために、広告には、広告主の氏名又は法人名並びに所在地及び連絡先を明示させるものとする。

2 連絡先の表示基準は、次のとおりとする。

(1) 電話番号は、市外局番を含む固定電話番号とし、携帯電話、PHS 及び IP 電話のみの掲載は認めない。

(2) 通話料が発信者負担の統一番号等の場合は、着信地、通話料金等を明示させるものとする。

(3) 携帯電話は、プリペイド方式の契約のものであってはならない。

3 ウェブサイトの URL を表示する場合、表示されたサイトから第 2 条及び第 3 条の規定に抵触する内容のサイトへのリンクが設けられていてはならない。

4 電子メールアドレスを表示する場合、インターネット接続サービス機能がある携帯電話等及び無償で提供される、フリーメール並びにこれらに類するメールアドレスの表示は認めない。

5 インターネット接続サービス機能を有する携帯電話等からウェブサイトへの接続を容易にするための 2 次元バーコードを表示する場合は、確実に機能することを広告主に実証させるものとする。この場合において、その接続先等は、第 2 条及び第 3 条の規定に抵触するものであってはならない。

附則

この告示は、平成 19 年 11 月 1 日から施行する。